三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の

一部を改正することについて、 地方自治法

(昭和二

年法律第六十七号) 第九十六条第 項の 規定により、 本議会の議決を求める。

阳 和六十二年三月十日

朝 町 長 安 田 郞

昭和六弐年参月廿拾日 原案可決

一朝町議会議長 安井由行

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条

朝 町 国 民 健 康 保 険 条 例 昭 和 四 + 五 年 朝 町 条 例 一号)の 邢 を 次 の ょ 5 K

正する。

第六条第一項中「当該被保険者又は」を削る。

「若しく + は 条中「又 虚 偽 0 届 は 第 出 をし 項」を「若しく た 場 合 又 は 同 は第 条 第 七 **=** 項 項 O K. 規 定 K 叉 ょ は ŋ 虚 被 保 偽 の 険 届 者 出 証 を O 返 し た 選 場合 を 求 め

れてこれに応じない場合」に改める。

附則

/ この条例は、公布の日から施行する。

2 第 助 産 O 費 項 O 条 の 支 規 例 K 紿 定 は、 ょ て る っ ے 改 4 τ の 正 適 条 後 例 の - 用 \equiv し、 の 朝 施 施 行 **H**J 行 0 国 H 民 H 前 〇以 健 康 0) 出 下 保 **険条例**(以 産 化 施 基 行 づ 日 ζ. 下 助 ع りっ 産 「新条例」という。) 費 Ø 支 以 給 に 後 7 Ø. 出 ١, て 産 K 基 ずつく 大 条

從

前

0

例

K

t

則の 新条例第十一条の規定は、 施行日以後の行為から適用し、 施行日前の行為に対する罰

適用については、 なお従前の例による。